

# 平成30年度甲種防火管理新規講習案内

中部上北広域事業組合消防本部  
中部上北広域事業組合防火管理講習実行委員会

この講習は、消防法施行令第3条の規定に基づく甲種防火対象物（乙種防火対象物を含む。）の防火管理者の資格を取得するためのものです。

- 1 日 時 平成30年10月24日(水)・25日(木)の2日間  
24日 午前9時40分から午後4時20分  
(午前9時から受付します。)  
25日 午前8時50分から午後3時20分  
(午前8時40分までに入場して下さい。)

- 2 場 所 公立小川原湖青年の家 ☎ 0176-56-2393  
東北町大字大浦字道ノ下104-6

- 3 受講料 4,500円 (テキスト代等)

- 4 受講定員 100名

## 5 受講申込

- (1) 申込方法 「甲種防火管理新規講習受講申込書」に必要事項を記載のうえ、受講料を添えて申込みください。

「甲種防火管理新規講習受講申込書」は、消防本部、各消防署又はホームページからもダウンロード出来ます。

ホームページ <http://www.chbukamikita-fd.jp/>

## (2) 申込先

	受付時間	受付機関
平日	午前9時～午後5時	中部上北広域事業組合消防本部
	午前9時～午後7時	中央消防署、上北消防署
土日祝日	午前9時～午後7時	東北消防署

- (3) 受付期間 平成30年9月18日(火)から9月27日(木)  
受付期間内でも定員に達し次第締め切ります。

## 6 講習科目の一部免除

### (1) 対象科目と対象者

次の方は、講習科目の「防火管理の意義及び制度」が免除されます。

ア 消防設備点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けている方

イ 自衛消防業務講習の課程を修了している方

### (2) 講習科目の一部免除の方法

「甲種防火管理新規講習受講申込書」の講習科目免除欄の必要事項に印を記載し、該当となる講習修了証または点検資格者免状の写しを添付して受講の申し込みをしてください。

- (3) 講習科目の一部免除となる方の受付時間は講習1日目の12時30分から12時45分までとなります。

## 7 注意事項

- (1) 申込み後は、受講料の払い戻しはいたしません。
- (2) 遅刻や早退の場合、修了証の交付はできません。
- (3) 昼食希望者は、受講申込書の「昼食申込」欄に記載し、代金2日分720円を添えて申込みください。代金と引き替えに昼食券をお渡します。(1日分での申し込みはできません)
- (4) テキストは、講習当日に配布します。
- (5) スリッパ等の内履きを持参してください。

お問い合わせ先  
消防本部予防課  
電話番号 0176-62-3142